農3268	キセキ　KDP—	〃
	T181F	
農3277	キセキ　KDP—	〃
	H157	
農3281	キセキ　KDP—	〃
	T180F	
農3310	キセキ　KDP—	〃
	H159	

○国土交通省告示第六百四十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十六年五月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称
農3200	クボタ　KDP—	株式会社クボタ
	XMD	
農3240	クボタ　KDP—	〃
	MZY	
農3266	クボタ　KDP—	〃
	MZZ	
農3284	クボタ　KDP—	〃
	C517	
農3285	クボタ　KDP—	〃
	C610	
農3314	クボタ　KDP—	〃
	C611	

○国土交通省告示第六百四十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十六年五月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称
特843	豊和　JW302E	豊和工業株式会社
特2096	豊和　EDM—J	〃
	V25CW6	
特2097	豊和　EDM—J	〃
	V25DW6	
特2098	豊和　EDM—J	〃
	V40CW6	
特2099	豊和　EDM—J	〃
	V40DW6	

○国土交通省告示第六百四十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十六年五月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称
特739	アテックス　SL	株式会社　アテックス
	41	

○国土交通省告示第六百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年五月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十八年建設省告示第二千五百十四号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県下新川郡朝日町南保

字中谷　一番一　一号及び二号

富山県下新川郡朝日町石谷

字上土　二五二番　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から八号までを順次結んだ線及び標柱四号と八号を昭和四十八年建設省告示第二千五百十四号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県下新川郡朝日町南保

字大清水　七三五六番　四号

七三六四番　五号

字中谷　一番一　六号

字中尾峯　七二一二番　七号

富山県下新川郡朝日町石谷

字大小谷　一七三番　八号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十二号までを順次結んだ線及び標柱九号と十二号を昭和四十八年建設省告示第二千五百十四号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県下新川郡朝日町南保

字中谷　一番一　九号及び十号

字中尾峯　七二〇五番一　十一号

富山県下新川郡朝日町石谷

字小谷　一一五番一　十二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石戸前谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

富山県氷見市柿谷

字北　一番から三番まで

四番一から四番四まで

五番一から五番三まで

六番一から六番四まで

七番一から七番三まで

八番一及び八番二

九番一及び九番二

一〇番一から一〇番六まで

一一番

一二番一及び一二番二

一三番から一七番まで

一八番一及び一八番二

一九番から二二番まで

二八番

二九番二

三〇番四

三三番四

三四番一及び三四番二

三六一六番から三六七五番まで

七九番一及び七九番二

八〇番

八一番一から八一番三まで

八二番一及び八二番二

八三番及び八四番

○環境省告示第七十号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第八号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成二十四年一月環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年五月三十日

環境大臣　石原　伸晃

附則中「ねこ」を「猫」に、「平成二十六年五月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改める。